

第82回 定時株主総会 参考書類・事業報告等 (交付書面)

日時

2024年6月28日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

場所

東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール

（開催場所が昨年と異なります。詳細は裏表紙の会場ご案内図を
ご参照ください。）

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額改定の件

第5号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬
制度改定の件

第6号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である
取締役を除く。）に対するパフォーマンス・
シェア・ユニット制度改定の件

第7号議案

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

第8号議案

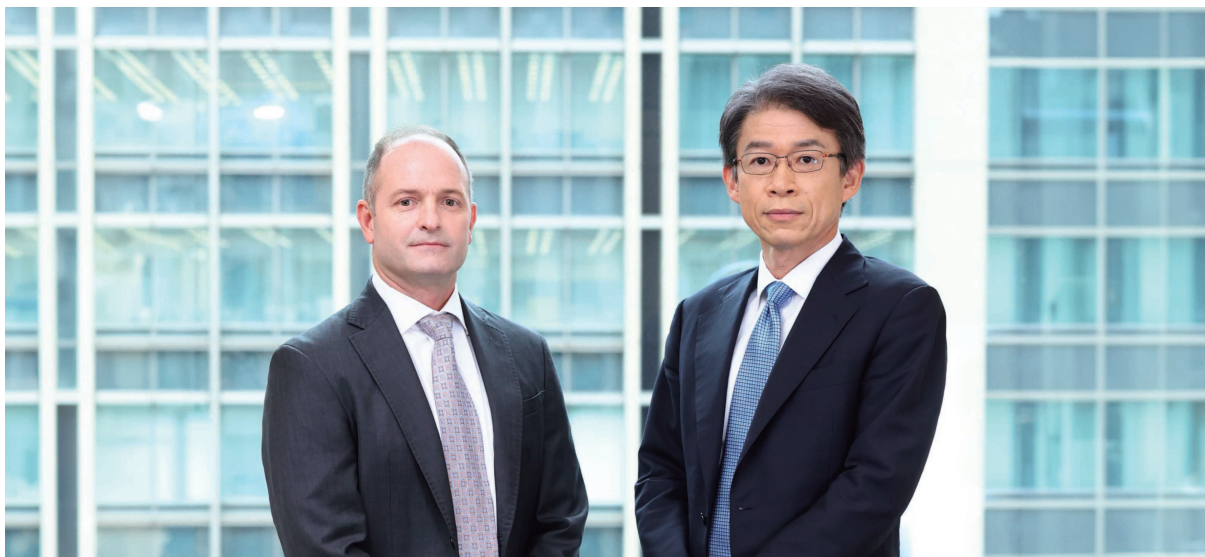
監査等委員である取締役に対する譲渡制限
付株式報酬制度導入の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/6857/>





株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の半導体試験装置ビジネスにおいては、過去3年度にわたり顧客の旺盛な投資が行われてきました。しかし半導体市況が弱含んだことで、多くの顧客サプライチェーンにおける設備の余剰が発生し、当社製品の需要は前年度に比べて大きく落ち込みました。

これらの結果、当期の売上高は4,865億円、営業利益は816億円、税引前利益は782億円、当期利益は623億円となりました。2023年度は第2期中期経営計画の最終年度でした。本計画は2021年5月に公表し、半導体テスト関連市場が当初の計画よりも想定以上に規模が拡大したことを背景に、2022年7月に経営指標を上方修正いたしました。当初設定した第2期中期経営計画の経営指標については全て達成することができましたが、改定後の目標においては、売上高に関しては達成することができた一方で利益を含むその他の指標については未達となりました。

株主の皆様への期末配当金につきましては、1株につき18円とし、2024年6月7日を支払開始日とすることを、2024年5月21日の取締役会で決議しました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役兼経営執行役員 Group CEO

代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Tsukagawa Kenichi'.

津又 幸一

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会から、本議案については、各候補者の経歴、能力、人柄等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、候補者の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	 取締役会 出席回数
1	再任 Douglas Lefever ダグラス ラフィーバ	代表取締役兼経営執行役員 Group CEO(経営戦略、事業推進、技術管掌)	13回／13回（100%）
2	再任 つく い こう いち 津 久 井 幸 一	代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO(管理、生産、業務革新管掌)	13回／13回（100%）
3	再任 よし だ よし あき 吉 田 芳 明	取締役 会長	13回／13回（100%）
4	再任 独立 うら べ とし みつ 占 部 利 充	社外取締役	13回／13回（100%）
5	再任 独立 Nicholas Benes ニコラス ベネシュ	社外取締役	13回／13回（100%）
6	再任 独立 にし だ なお と 西 田 直 人	社外取締役	10回／10回（100%）

候補者
番 号
1
Douglas Lefever
ダグラス ラフィーバ
生年月日 1970年12月10日
所有する当社株式数 0株
譲渡制限付株式報酬制度
に基づく交付予定株式の数 75,104株
取締役の就任年数 4年

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 6 月 Advantest America, Inc.入社
 2014年 8 月 当社執行役員
 2014年 9 月 Advantest America, Inc.
 Director, President and CEO
 2017年 6 月 当社常務執行役員
 2020年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
 2021年 6 月 当社取締役兼経営執行役員
 当社CSO(Chief Strategy Officer)
 2023年 1 月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group COO
 (Chief Operating Officer)
 2023年 6 月 当社代表取締役兼執行役員副社長
 当社Group COO (経営戦略、事業推進、技術管掌)
 Advantest America, Inc. Chairman (現任)
 2024年 4 月 当社代表取締役兼経営執行役員
 当社Group CEO(経営戦略、事業推進、技術管掌) (現任)

候補者とした理由

ダグラス ラフィーバ氏は、米国（シリコンバレー）を中心とする事業開発を推進する役割を担い、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員 Group CEOを務めております。当社グループの事業および経営管理に関して幅広い知識と経験を有すること、また当社取締役会の多様性を高め活性化させることを期待できることから、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番 号
2
つ く い こういち
津久井 幸一
生年月日 1964年12月11日
所有する当社株式数 53,361株
取締役の就任年数 4年

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社
 2014年 6 月 当社執行役員
 2015年 6 月 当社常務執行役員
 2020年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
 2021年 6 月 当社取締役兼経営執行役員
 当社CTO(Chief Technology Officer)
 2023年 1 月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COO
 (Co-Chief Operating Officer)
 2023年 6 月 当社代表取締役兼執行役員副社長
 当社Group Co-COO (生産、業務革新管掌)
 2024年 4 月 当社代表取締役兼経営執行役員社長
 当社Group COO (管理、生産、業務革新管掌) (現任)

候補者とした理由

津久井幸一氏は、ドイツにおける海外勤務を含め、長年にわたり事業部門や営業部門に従事し、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員社長 Group COOを務めております。当社グループの事業および経営管理に関して幅広い知識と経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

よしだ よしあき

吉田 芳明

再任

生年月日

1958年2月8日

所有する当社株式数

268,249株

取締役の就任年数

11年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 当社入社
 2006年6月 当社執行役員
 2009年6月 当社常務執行役員
 2013年6月 当社取締役兼常務執行役員
 2016年6月 当社取締役兼専務執行役員
 2017年1月 当社代表取締役兼執行役員社長
 当社CEO
 2023年1月 当社代表取締役兼執行役員社長・Group CEO
 2023年6月 当社代表取締役兼執行役員社長
 当社Group CEO（管理、新事業推進室掌管）
 2024年4月 取締役 会長（現任）

候補者としての理由

吉田芳明氏は、当社子会社代表取締役、当社の経営企画部門長、社長室長およびナノテクノロジー事業部門長を経て、2017年1月から代表取締役兼執行役員社長を、2023年1月から2024年3月まで代表取締役兼執行役員社長・Group CEOを務めました。2024年4月からは取締役会長として、非業務執行の立場から経営の監督機能を担っており、当社グループの事業および会社経営に幅広い知識と経験を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

うらべ としみつ

占部 利充

再任
独立

生年月日

1954年10月2日

所有する当社株式数

4,131株

社外取締役の就任年数

5年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 三菱商事株式会社入社
 2009年4月 三菱商事株式会社執行役員中国副総代表兼香港三菱商事会社社長
 2011年4月 三菱商事株式会社執行役員コーポレート担当役員補佐（人事担当）
 2013年4月 三菱商事株式会社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
 2017年4月 三菱商事株式会社顧問
 2017年6月 三菱UFJリース株式会社（現：三菱HCキャピタル株式会社）代表取締役副社長兼執行役員
 （2021年3月執行役員退任）（2021年4月取締役退任）
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 2021年4月 日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役（現任）

候補者としての理由および期待される役割の概要

占部利充氏は、日本を代表する総合商社やノンバンクでの豊富な経営経験、特に米国およびアジアにおける海外経験、事業投資判断等に関する経験、人事・IT等管理部門に関する幅広い経験を有しております。当社では、同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

独立性について

当社は、占部利充氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が社外取締役を務めている日本ビジネスシステムズ株式会社とIT業務の設備投資等の取引がありますが、同社と当社との2023年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、同社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者
番 号
5

Nicholas Benes
ニコラス ベネシュ

再任
独立

生年月日 1956年4月16日
所有する当社株式数 2,400株
社外取締役の就任年数 5年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 9月 Morgan Guaranty Trust Company of New York (現：JPMorgan Chase & Co.) 入社
1983年11月 米国カリフォルニア州弁護士会入会
1984年10月 米国ニューヨーク州弁護士会入会
1994年 5月 株式会社鎌倉専務取締役
1997年 4月 株式会社ジェイ・ティ・ピー設立代表取締役
2000年 3月 株式会社アルプス社外取締役
2006年12月 株式会社ライブドアホールディングス社外取締役
2007年 3月 セシール株式会社社外取締役
2009年11月 公益社団法人会社役員育成機構代表理事（現任）
2016年 6月 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
（現：株式会社IMAGICA GROUP）社外取締役
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

候補者としての理由および期待される役割の概要

ニコラス ベネシュ氏は、コーポレートガバナンスにかかる幅広い知識と経験およびM&Aを含む投資銀行実務の経験を有しております。当社では、コーポレートガバナンスおよび株主目線にかかる同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性について

当社は、ニコラス ベネシュ氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が代表理事を務めている公益社団法人会社役員育成機構に対し、法人賛助会員として年会費を支払っており、かつ役員教育を委託しておりますが、当社が2023年度に同法人から支払った金額は、100万円を下回っております。

以上の点から、同法人は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者
番 号
6

にしだ なおと
西田 直人

再任
独立

生年月日 1954年2月11日
所有する当社株式数 529株
社外取締役の就任年数 1年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 株式会社東芝入社
2007年 6月 株式会社東芝生産技術センター所長
2009年 4月 株式会社東芝生産企画部長
2011年 4月 株式会社東芝技術企画室長
2012年 6月 株式会社東芝執行役専務（技術企画室長）
2013年 6月 株式会社東芝執行役上席常務（調達・ロジスティクスグループ担当、生産統括グループ担当）
2014年 6月 株式会社東芝取締役執行役専務
（技術・イノベーション部担当、情報システム部担当、新規事業開発部担当、研究開発センター担当、ソフトウェア技術センター担当）
2015年 9月 株式会社東芝執行役専務（研究開発統括部担当）
2016年 4月 株式会社東芝執行役専務（技術統括部担当）
2017年11月 株式会社東芝特別嘱託（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

候補者としての理由および期待される役割の概要

西田直人氏は、半導体に深く関係するグローバル企業での技術、SCM（サプライチェーンマネジメント）、生産、研究開発部門での経験に加え、レーザー技術に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有しております。当社では、当社が属する業界および産業・技術における同氏の識見ならびに同氏が有する戦略的イノベーションの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性について

当社は、西田直人氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が特別嘱託を務めている株式会社東芝および同社のグループ会社と当社製品の販売や原材料の購入等の取引がありますが、同社およびそのグループ会社と当社との2023年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、同社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、吉田芳明氏は非業務執行取締役となりますので、原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員ならびに子会社の役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ダグラス ラフィーバ氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏は、現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、各氏が原案どおり当該取締役役に再任された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中で更新することを予定しております。
5. 当社は、ダグラス ラフィーバ氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
6. 当社は、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、ダグラス ラフィーバ氏は非居住者であるため、譲渡制限付株式報酬制度については事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用しております。本制度は譲渡制限期間経過後に交付するもののため、同氏にはまだ実際に譲渡制限付株式の支給はしていませんが、その交付予定株式数を「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」として表記しております。また、業績連動型株式報酬制度に基づく交付株式の数は、中期経営計画に対応する事業年度（業績評価期間）の当社業績等の数値目標の達成に応じて算出され、当事業年度中には確定しておりませんので、上記の「所有する当社株式数」および「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」に含まれておりません。なお、業績連動型株式報酬制度に基づき、対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は、各中期経営計画の対象期間（3事業年度）ごとに60万株を上限としています。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役住田清芽氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名		現在の地位および担当	 取締役会・監査等委員会 出席回数
再任 独立	すみ だ さや か 住 田 清 芽	社外取締役 監査等委員	取締役会 : 13回／13回 (100%) 監査等委員会 : 13回／13回 (100%)

すみだ さやか
住田 清芽

再任
独立

生年月日 1961年 1月28日
所有する当社株式数 3,234株
監査等委員である
社外取締役の就任年数 4年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年10月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1988年 5 月	公認会計士登録
2006年 5 月	あずさ監査法人（現同上）パートナー
2007年 8 月	日本公認会計士協会監査基準委員会委員長
2010年 7 月	同協会常務理事（品質管理基準および監査基準担当）
2015年 1 月	国際会計士連盟（IFAC）国際監査・保証基準審議会（IAASB）ボードメンバー
2017年 2 月	金融庁企業会計審議会委員
2020年 6 月	古河電気工業株式会社社外監査役（現任） 日清オイリオグループ株式会社社外監査役（現任） （2024年 6 月社外監査役退任予定） 当社社外取締役 監査等委員（現任）
2024年 6 月	株式会社日本取引所グループ社外取締役（監査委員）（就任予定）

候補者とした理由および期待される役割の概要

住田清芽氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり公認会計士として監査法人に勤務し、会計監査業務および内部統制に関する業務に携わっており、財務および会計に関する幅広い知識と経験を有しております。当社では、財務および会計に関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、企業会計や内部統制の向上に資する役割を期待しております。以上のことから、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

独立性について

当社は、住田清芽氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が社外監査役を務めている古河電気工業株式会社と原材料の購入等の取引がありますが、同社と当社との2023年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。また、同氏は2024年6月より、株式会社日本取引所グループの社外取締役（監査委員）に就任予定ですが、同社と当社の2023年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、上記2社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判

断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 住田清芽氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 住田清芽氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、住田清芽氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員ならびに子会社の役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。住田清芽氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、同氏が監査等委員である取締役に再任された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を同氏の任期途中に更新することを予定しております。
5. 当社は、住田清芽氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月27日開催の第81回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されましたニコラス ベネシュ氏より、本定時株主総会開始の時をもって補欠監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第81回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査等委員である取締役の選任を取り消すことを取締役会において決議しました。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役全員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名			
にし	だ	なお	と
西	田	直	人

上記候補者の生年月日および略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」候補者番号6およびその注記に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額9億円以内」、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額6,000万円以内」とご決議いただき今日に至っております。今般、当社は経営理念「先端技術を先端で支える」およびビジョン「進化する半導体バリューチェーンで顧客価値を追求」のもと、目まぐるしく変化しつつも成長が期待できる半導体市場において当社グループのより一層の飛躍を実現するため、また、国籍、居住国にかかわらず、グローバルで最適な経営体制の構築を図るため、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額12億円以内」、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額1億5,000万円以内」と定め、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、社外取締役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会の審議を経て、当社取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

本議案は、上記の目的、当社の事業規模、取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述（（ご参考）取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続（改定後））欄に記載の内容に変更する予定です。）、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該取締役の員数に変更は生じません。

第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付すること、そのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額2億円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年20万株以内（2023年10月の株式分割後の株数）」とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、対象取締役に当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、国籍、居住国にかかわらず、グローバルで最適な経営体制の構築を図るため、RSに関し、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額10億円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年40万株以内」と定めさせていただきたいと存じます。

また、中長期インセンティブを目的として、割当てを受けた日より当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間を譲渡制限期間とした従来のRS（その概要は、後記1．および2．（1）に記載のとおり）に加え、地域・業界の人材市場の状況の違いに対応し、かつ、経営者・特殊技能者等を確保するため、リクルーティング&リテンションプログラムとして、前述の金銭報酬債権の総額および普通株式の総数の枠内において、新たに3年以上の譲渡制限期間を設定したRS（その概要は、後記1．および2．（2）に記載のとおり）を対象取締役に交付することができることとさせていただきたいと存じます。

RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり最大で年40万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.05%程度にとどまります。なお、第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年163万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.21%程度にとどまります。

本議案に基づくRSの制度概要等は、後記1．から3．に記載のとおりです。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該取締役の員数に変更は生じません。

1. RSの制度概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年40万株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、中長期インセンティブとしてのRSについては後記2.（1）に記載の内容、リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSについては後記2.（2）に記載の内容をそれぞれ含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

(1) 中長期インセンティブとしてのRS

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間（本（1）において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本（1）において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本（1）において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本（1）において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

(2) リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRS

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年以上の期間で当社の取締役会が定めた期間（本（2）において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本（2）において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本（2）において以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限期間満了前における正当な理由以外の理由による退任または退職時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会

の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

対象取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令順守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象取締役の死亡時は株式に代えて当該取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

第6号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度改定の件

当社は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」という。）を付与すること、それに伴って、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「3事業年度ごとに6億円以内」（1事業年度あたりに換算すると2億円以内）、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「3事業年度ごとに60万株以内（2023年10月の株式分割後の株数）」（1事業年度あたりに換算すると20万株以内（2023年10月の株式分割後の株数））とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、対象取締役に当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、国籍、居住国にかかわらず、グローバルで最適な経営体制の構築を図るため、PSUに関し、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「3事業年度ごとに30億円以内」（1事業年度あたりに換算すると10億円以内）とし、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「3事業年度ごとに120万株以内」（1事業年度あたりに換算すると40万株以内）と定めさせていただきたいと存じます。

PSUとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり3事業年度ごとに最大で120万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.05%程度にとどまります。なお、第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年163万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.21%程度にとどまります。

本議案に基づくPSUの制度概要等は、後記1. から5. に記載のとおりです。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該取締役の員数に変更は生じません。

1. PSUの制度概要

PSUは、当社の中期経営計画の対象期間（以下「業績評価期間」という。）中における当社業績等について当社の取締役会があらかじめ設定する数値目標の達成率等に応じ、業績評価期間経過後に、当社の普通株式の発行または処分を受けることのできる権利として、対象取締役に付与されます。なお、PSUによって対象取締役が当社の普通株式の交付を受けられるか否か、それが受けられる場合に交付される当社の普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、上記数値目標の達成率等に応じて変動するものであることから、PSUが対象取締役に付与される時点では、交付株式数および当社の普通株式を交付するために対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、いずれも確定しておりません。

本総会で本議案が承認可決された場合における最初の業績評価期間は、当社の中期経営計画の期間である2025年3月31日に終了する事業年度から2027年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度を予定しており、その後も、本総会で承認を受けた本議案の範囲内で、中期経営計画の対象期間である3事業年度を業績評価期間として、対象取締役にPSUを付与することを当社の取締役会において承認する場合があります。

2. PSUの仕組み

PSUの具体的な仕組みは、以下のとおりです。

- ① 当社は、PSUにおいて使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算定にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ② 当社は、業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各数値目標の達成率等に応じ、各対象取締役に割り当てる当社の普通株式の数を決定します。

- ③ 当社は、当社の取締役会決議に基づき、上記②で決定された当社の普通株式の数に応じて、各対象取締役に対し、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当該数の当社の普通株式の割当てを受けます。なお、当社の普通株式の払込金額は、上記割当てに係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社の普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定します。
- ④ 各対象取締役に対する株式の交付の要件その他の詳細は、本議案に定めるほか、当社の取締役会で定めるところによるものとします。

3. 交付株式数および金銭報酬債権の額の算定方法

当社が上記2. ③において対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は、各中期経営計画の対象期間（3事業年度）において120万株（1事業年度あたりに換算すると40万株）を上限とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他対象取締役に交付する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。）、以下の②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額を算定します。また、対象取締役が業績評価期間中に正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任をした場合には、後記4. に記載のとおり、当社の取締役会が定めるところにより、当該対象取締役またはその相続人に交付する当社の普通株式の数または金銭の額を当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整します。

また、以下の①の計算式により算定される数の当社の普通株式を各対象取締役に交付することにより、上記に定める当社の普通株式の総数の上限または金銭報酬債権の総額の上限を超えるおそれがある場合には、それぞれの上限を超えない範囲で、各対象取締役に対する交付株式数を、按分比例等の当社の取締役会において定める合理的な方法により減少させることとします。

- ① 各対象取締役が発行または処分をする当社の普通株式の数
基準株式数（※１）×支給割合（※２）
- ② 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額
上記①で算定した当社の普通株式の数×交付時株価（※３）

（※１）当社の取締役会においてあらかじめ定めます。

（※２）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、60%～140%の範囲で、当社の取締役会においてあらかじめ定めます。

（※３）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行または処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

4. 対象取締役に對する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記3. に基づき算定される数の当社の普通株式を発行しまたは処分します。

- ① 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったこと。
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと。
- ③ その他当社の取締役会がPSUの趣旨を達成するために必要と認めた要件

なお、業績評価期間中に、新たに就任した対象取締役が存在する場合または対象取締役が正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数の当社の普通株式を当社の取締役会において発行しまたは処分します。

また、業績評価期間中に対象取締役が死亡した場合には、その相続人に対し、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものとします。当該取締役の相続人に支給する金銭の額は、基準株式数を当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、金銭支給に係る取締役会決議の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける者がいたとした場合に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定した価額を乗じて得られる金額とします。

5. 組織再編成等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会決議により、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に調整した基準交付株式数に、当該取締役会決議の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける者がいたとした場合に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定した価額を乗じて得られた金額の金銭を支給します。

第7号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

I. 提案の理由

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象社外取締役」という。）の報酬額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、「年額1億5,000万円以内」となります。

今般、当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象社外取締役に対して、新たに譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付することとしたいと存じます。RSに関し、対象社外取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額4,500万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象社外取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年18,000株以内」と定めさせていただきたいと存じます。なお、RSに関し対象社外取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額は、当該対象社外取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内とします。

対象社外取締役は、グループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項の決定と業務執行の監視・監督の二つの責務を有しています。前者の観点から、対象社外取締役も株主目線を持つことが必要であるため、今回、対象社外取締役に關してもRSを導入することとしたいと存じます。一方で、後者の観点から業績目標達成への過度なリスクテイクを回避することが必要となります。よって、今般のRSでは、業績と連動させることはせず、また、RSに関し対象社外取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を、当該対象社外取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内にとどめた制度としております。

RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり最大で年18,000株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.002%程度にとどまります。なお、第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年163万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.21%程度にとどまります。

本議案に基づくRSの制度概要等は、後記Ⅱ.の1.から3.に記載のとおりです。各対象社外取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該社外取締役の員数に変更は生じません。

Ⅱ．対象社外取締役に対するRSの導入について

1．RSの制度概要

対象社外取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から対象社外取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年18,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象社外取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象社外取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

① 譲渡制限期間

対象社外取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役の地位から退任した直後の時点までの間（本議案において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本議案において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。（当該制限を本議案において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

対象社外取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本議案において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位から退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象社外取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象社外取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

対象社外取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令順守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象社外取締役の死亡時は株式に代えて当該社外取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

I. 提案の理由

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会において年額1億円以内とご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役にも、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、監査等委員である取締役に対して、新たに譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付することとしたいと存じます。RSに関し、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額3,000万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより監査等委員である取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年12,000株以内」と定めさせていただきたいと存じます。なお、RSに関し監査等委員である取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額は、当該監査等委員である取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内とします。

監査等委員である取締役は、グループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項の決定と業務執行の監視・監督の二つの責務を有しています。前者の観点から、監査等委員である取締役も株主目線を持つことが必要であるため、今回、監査等委員である取締役にしてもRSを導入することとしたいと存じます。一方で、後者の観点から業績目標達成への過度なリスクテイクを回避することが必要となります。よって、今般のRSでは、業績と連動させることはせず、また、RSに関し監査等委員である取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を、当該監査等委員である取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内にとどめた制度としております。

RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり最大で年12,000株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.002%程度にとどまります。なお、第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年163万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.21%程度にとどまります。

本議案に基づくRSの制度概要等は、後記Ⅱ.の1.から3.に記載のとおりです。各監査等委員である取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、本制度の導入の目的その内容等について全監査等委員により検討がなされ、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、株主総会で陳述すべき特段の意見はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数に変更は生じません。

Ⅱ. 監査等委員である取締役に対するRSの導入について

1. RSの制度概要

監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から監査等委員である取締役に對して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

① 譲渡制限期間

監査等委員である取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役の地位から退任した直後の時点までの間（本議案において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本議案において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本議案において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

監査等委員である取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本議案において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位から退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、監査等委員である取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、監査等委員である取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

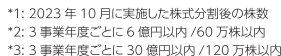
本割当契約に関するその他の事項は、監査等委員会の同意を得た上で、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

監査等委員である取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令順守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象となる監査等委員である取締役の死亡時は株式に代えて当該取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

以 上

(ご参考)



(ご参考)

取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続（改定後）

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬については、当社の経営理念およびビジョンのもと、企業価値向上に資する制度とすることを目指し、その基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ① 当社のグローバルな事業展開を支える国際人材を惹きつける報酬ミックスと報酬レベル
グローバルレベルで複雑かつ高度に進化している半導体産業において成長を続けるため、世界各地の有能な人材を登用し、グローバル企業にふさわしい処遇を行います。
- ② 業績連動を前提としたメリハリのある賞与
業績変動を前提に、業績好調時には役員の貢献に報い、業績下降局面においては当社の負担軽減を図ります。
- ③ 株主との価値共有および中長期視点での経営推進を促す株式報酬
中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する譲渡制限付株式報酬と企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す業績連動型株式報酬を組み合わせます。

2. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針

- ① 執行役員を兼務する取締役については、後記5に定める執行役員報酬とは別に取締役としての職務・職責に応じた適切な水準の基本報酬（金銭報酬）を毎月支給します。
- ② 執行役員を兼務しない取締役の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。
 - (a) 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
 - (b) 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.5（基準額における目安）
 - (c) 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
 - (d) 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、(b)に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
- ③ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

3. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。

- ① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
- ② 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.3（基準額における目安）
- ③ 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
- ④ 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
- ⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

4. 監査等委員である取締役の報酬の体系・時期・条件および決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。

- ① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
- ② 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.3（基準額における目安）
- ③ 基本報酬
 - ・毎月支給。個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定。
- ④ 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
- ⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

5. 執行役員の報酬の体系・時期・条件および決定方針

- ① 執行役員の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。構成：基本報酬（金銭報酬）、業績連動賞与（金銭報酬）、株式報酬
- ② 比率：基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝1：1：2（経営執行役員(Group CEO)）
1：1：1.5（経営執行役員(Group COO)）
1：1：1～1.2（経営執行役員）
1：0.8～1：0.8～1（執行役員）
※いずれも基準額における目安
- ③ 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
- ④ 業績連動賞与
 - ・短期インセンティブとして単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年1回支給
 - a. 支給額は当期利益を指標として決定
 - b. 単年度事業計画および中期経営計画の当期利益目標を参照して目標値を定め、目標値を達成した場合に基準額を支給し、目標値の達成率に応じて次のとおり支給額を変動させる
 - ・達成率50%以下：基準額の0%
 - ・達成率150%以上：基準額の200%
 - ・達成率50%～150%：基準額の0～200%の間で変動
- ⑤ 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有するとともに企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す趣旨で、譲渡制限付株式（RS）および業績連動型株式（PSU）を付与。株式報酬の約半分をRS、約半分をPSUとすることを目安とする。
 - a. RSは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付する。原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除する。
 - b. PSUは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式となるポイントを基準値とし、3年間の中期経営計画の初年度に3年分を一括して付与し、中期経営計画の期間満了後に中期経営目標達成度に応じて基準値の60～140%で変動させたポイントに応じた株式を交付する。中期経営目標達成度評価の指標は次のとお

りとし両方の合算値で変動率を決定する。

- ・主指標：中期経営計画における1株当たり当期利益（EPS）

- 基準値の70～130%で変動

- ・副指標：相対的株主総利回り(r-TSR)およびESG評価

- それぞれ基準値の-5～5%で変動

※ただし、新しい中期経営計画に対応して、指標および変動幅の見直しを行うことがある。なお、中期経営計画の2年度目、3年度目に就任または退任する役員については標準の業績として期間により按分した上で支給する。

- ⑥ 各地域・業界の人材市場の状況に応じて、経営者や特殊技能者等を確保する目的で追加的に報酬を支給することがあります。原則として地域間の水準調整は基本報酬（金銭報酬）および株式報酬で行い、特定人材層確保は株式報酬で行います。株式報酬はRSまたはPSUを用いますが、本項に基づくRSの譲渡制限は、3年以上の期間で設定することとします。
- ⑦ 国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記とは異なる取り扱いを設けることがあります。
- ⑧ 中期経営計画の目標達成を困難にすると明らかに判断されるような経済状況や事業環境の変化があった場合、取締役会の決議に基づき制度や運用の見直しを行うことがあります。
- ⑨ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

6. 報酬決定の手続・方法

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。
- ② ただし、業績連動賞与については次のとおりとします。
 - a. Group CEOを除く執行役員の業績連動賞与は、前記5④に基づき算出し決定された総額のうち30%（最大）をGroup CEOが行う個人別評価に基づき再配分し、指名報酬委員会で承認の上、その結果を取締役に報告します。
 - b. Group CEOの業績連動賞与は、業績指標の結果で算出された額を原則としますが、取締役会が必要と判断した場合、理由を明示して増減する場合があります。

7. 報酬の返還等

当社は、関係法令または社内規程違反等一定の事由が生じた場合に、取締役会の決議により報酬につき将来分の減額または過去分の返還をさせることがあります。

(附則)

本改定は、2024年6月開催予定の定時株主総会において、取締役の報酬に関する議案が全て承認可決されることを停止条件とします。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

当社は、取締役や経営執行役員の人選にあたっては、当社の経営理念、経営戦略・事業戦略とともに、企業経営を巡り注目される諸問題およびステークホルダーとのコミュニケーションを考慮する必要があると認識しています。当社の事業は、社会の発展を支える半導体の製造に不可欠であり、また、社会・産業の設備・システムの安定稼働を支える重要な機能を担っており、周辺領域を含め大きな成長機会があります。このような当社の事業を中長期的に成長させ、企業価値の向上を実現する上で重要度が高い領域として9つの経営活動領域を特定しています（“企業経営・経営戦略 (Management & Corporate Strategy)” “半 導 体 関 連 産 業 (Semiconductor)” “テ ク ノ ロ ジ ー (Technology)” “営 業 ・ マーケティング (Sales & Marketing)” “財務・会計 (Finance & Accounting)” “法務・コンプライアンス (Legal & Compliance)” “人財マネジメント (Human Capital Management)” “グローバルビジネス (Global Business)” “デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation)”)。取締役会および指名報酬委員会において、この9つの領域において業務執行または監督の責務を果たすために必要な「知見・経験」を議論し、経営執行役員や取締役に求められるスキルセットを設定しております。

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役のスキルは次頁のとおりとなります。なお、当社が求めるスキルは環境変化に応じて常時更新してまいります。

【スキルの詳細】

経営活動領域	スキル項目	期待する経験・知見・能力
① Management & Corporate Strategy	企業経営	企業経営の経験（会長、社長、代表取締役等）
	経営戦略	経営戦略責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
	事業投資・M&A	事業投資・M&Aの経験・知見
② Semiconductor	半導体関連産業	半導体関連産業での勤務経験、半導体業界に関する知見
③ Technology	産業・技術（地球環境・エネルギー含）	電機・電子関連産業、ICT技術に関する知見
	研究・開発	研究・開発部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
	SCM ^{*3} ・生産・品質保証	SCM ^{*3} ・製造・生産技術・品質保証部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
④ Sales & Marketing	営業・マーケティング	営業・マーケティング部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
⑤ Finance & Accounting	財務・会計・監査	財務・会計・監査部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見／公認会計士・監査業務経験・知見
	資本市場との対話	IR/SRなど、投資家、株主との対話部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
⑥ Legal & Compliance	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見／法曹としての経験・知見
⑦ Human Capital Management	人財マネジメント	人事部門責任者 ^{*1,2} 、人財採用・育成、タレントマネジメントなどの経験・知見
⑧ Global Business	グローバルビジネス	グローバル組織での勤務経験、母国以外での勤務経験、グローバルビジネスに関する知見
⑨ Digital Transformation	IT・DX	IT部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見、DX推進責任者 ^{*1,2} としての経験・知見

*1 大規模または複雑な事業やオペレーションを行う企業の責任者

*2 当該分野の専門サービス会社等の幹部

*3 サプライチェーンマネジメント

【スキルマトリックス表】

					当社の経営執行や指導・監督を行う上で重要な基本的経営活動領域											当面の経営課題として特に重要な活動領域		
					① Management & Corporate Strategy			② Semiconductor	③ Technology			④ Sales & Markething	⑤ Finance & Accounting		⑥ Legal & Compliance	⑦ Human Capital Management	⑧ Global Business	⑨ Digital Transformation
					経営		事業投資・M&A	R&D・半導体・産業・技術		SCM・生産・品質保証	営業・マーケティング	財務・会計・資本市場との対話		法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	人財マネジメント	グローバルビジネス	IT・DX	
国籍	属 性 監査等委員 独立役員	企業経営	経営戦略	半導体関連産業	産業・技術 (地球環境エネルギー等)	研究・開発		財務・会計・監査	資本市場との対話									
社内取締役	ダグラス ラフィーバ	男性	米国			○	○	○	○	○	○	○				○		
	津久井 幸一	男性	日本			○	○		○		○		○			○		
	吉田 芳明	男性	日本			○	○	○	○		○		○			○		
	栗田 優一	男性	日本	○			○	○	○			○	○			○		
社外取締役	占部 利充	男性	日本		○	○	○							○		○	○	
	ニコラス ベネシュ	男性	米国		○		○	○				○	○			○		
	西田 直人	男性	日本		○				○	○	○					○		
	住田 清芽	女性	日本	○	○							○	○			○		
	中田 朋子	女性	日本	○	○								○			○		

※2024年6月28日付の経営執行役員（取締役兼務者を除く）のスキルは次のとおりとなります。

経営執行役員	キース ハードウィック	男性	米国					○	○				○			○	○	
	三橋 靖夫	男性	日本				○	○	○			○		○			○	
	ユルゲン ゼラー	男性	ドイツ						○		○						○	
	中原 真人	男性	日本						○		○	○					○	
	サンジーヴ モーハン	男性	米国						○			○					○	
	リハルト ユンガー	男性	ドイツ						○		○						○	○
	徐 勇	男性	中国						○			○					○	
	足立 敏明	男性	日本						○		○						○	○

(ご参考)

独立社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、以下の要件の全てに該当しないことを必要とします。

1. 主要な取引先

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

2. 専門家

- (1) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）

3. 近親者

- (1) 上記1. または2. の近親者
- (2) 当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
- (3) 最近において当社または当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者

(注1) 「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます

(注2) 「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます

(注3) 「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます

(注4) 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

(ご参考)

当社グループが保有する株式について (2024年3月31日現在)

純投資目的以外で当社グループが保有する株式の銘柄数および金額

保有会社	上場区分	会社	金額 (百万円)	保有意図
当社	上場	—	0	—
	非上場	6 社	373	主に取引支援のため
			373	
	米国NASDAQ	PDF Solutions,Inc.	16,859	事業共同開発のため
当社子会社	韓国KOSDAQ	Nepes Ark Corporation	221	営業取引戦略のため
	非上場	2 社	262	主に取引支援のため
			17,342	

(注) 当社が持つ政策保有株式は、非上場株であり、その金額は日本基準の評価に基づいた簿価での表記となります。当社子会社が持つ政策保有株式の金額は国際会計基準の評価に基づいた時価での表記となります。上記の株式については、定期的に投資効果評価をしており、取締役会にて報告しています。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

〈全般の状況〉

当連結会計年度における世界経済は、コロナ後の正常化が進んだものの、欧米を中心とした金融引き締め政策や中国経済の成長鈍化などから、全体としては減速感が強まりました。

このような世界経済情勢のもと、スマートフォンやパソコン、テレビなど主要な民生機器の需要は停滞し、データセンタへの投資も減速したことから、それらに関連する半導体の需要が落ち込みました。一方で半導体市場においては、生成AI関連などの一部の半導体では需要の増加が見られ、半導体売上も下半期には増加に転じましたが、年間を通しては前年度と同水準となりました。

当社の半導体試験装置ビジネスにおいては、過去3年度にわたり顧客の旺盛な投資が行われてきました。しかし半導体市況が弱含んだことで、多くの顧客サプライチェーンにおける設備の余剰が発生し、当社製品の需要は前年度に比べて大きく落ち込みました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は4,865億円（前年度比13.2%減）となりました。利益面では、減収のほか、製品ミックスの変化および原材料費の上昇に加え、のれんの一部減損損失約90億円を第4四半期に計上したことなどから、営業利益は816億円（同51.3%減）となりました。為替差損による金融費用の増加に伴い税引前利益は782億円（同54.4%減）、将来一定期間に日本国内において実現する可能性が高い繰延税金資産約38億円を第4四半期に計上した結果、当期利益は623億円（同52.2%減）となりました。当連結会計年度の平均為替レートは米ドルが143円（前年度134円）、ユーロが155円（同140円）、海外売上比率は95.9%（同96.3%）でした。



V93000テスト・システム EXA Scale

〈部門別の状況〉

（半導体・部品テストシステム事業部門）

当部門では、S o C半導体用試験装置は自動車や産業機器関連などの成熟半導体に向けた売上は堅調でした。しかしながらスマートフォン市況の停滞やサーバー投資の減速から、それらに関連する高性能な半導体に向けた売上が落ち込みました。メモリ半導体用試験装置の売上については、高性能D R A Mに向けた旺盛な試験装置需要や中国メモリ企業向け売上の伸長により前年度を上回りました。利益面においては、減収に加え、製品ミックスの変化や原材料費の上昇もあり、当セグメントの収益性が低下しました。

以上により、当部門の売上高は3,315億円（前年度比18.0%減）、セグメント利益は919億円（同43.7%減）となりました。



T5833 メモリ・テスト・システム

（メカトロニクス関連事業部門）

当部門では、半導体試験装置の需要減少を背景に、関連するデバイス・インタフェース製品、テスト・ハンドラの売上が減少しました。

以上により、当部門の売上高は527億円（前年度比12.0%減）、セグメント利益は92億円（同38.7%減）となりました。

（サービス他部門）

当部門では、当社製品の設置台数の増加に伴い保守サービスの売上は伸長しました。しかしながら、システムレベルテスト事業においては、中長期的な事業成長を見越した生産体制強化の取り組みによるコストが増加しました。加えて、テストソケットに関連するEssai, Inc.のビジネスにおいて大口顧客向け売上予想が落ち込み、想定していた将来キャッシュ・フローの見通しが悪化したことで、のれんの一部減損損失約90億円を計上しました。これらの結果、当セグメントの利益額は前年度を大幅に下回りました。なお当連結会計年度のセグメント損失は、取引先との係争に関する受取和解金等による利益約32億円を含んでいます。

以上により、当部門の売上高は1,023億円（前年度比6.4%増）、セグメント損失は28億円（同105億円悪化）となりました。

■部門別売上状況（連結）

国際会計基準						
年度	2022年度 第81期		2023年度 第82期		前期比	
部門	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	伸び率（％）
半導体・部品テストシステム事業	404,252	72.2	331,542	68.2	△72,710	△18.0
メカトロニクス関連事業	59,874	10.7	52,695	10.8	△7,179	△12.0
サ　　ー　　ビ　　ス　　他	96,104	17.1	102,270	21.0	6,166	6.4
内　部　取　引　消　去	△39	0.0	-	-	39	-
合　　　　　計	560,191	100.0	486,507	100.0	△73,684	△13.2
う　　　　ち　　　　海　　　　外	539,669	96.3	466,784	95.9	△72,885	△13.5

② 設備投資の状況

米国での製造拠点の拡張投資に加え、新製品の開発および生産設備を中心に、総額208億円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に長期借入金として1億米ドルの既存借入の借り換えおよび400億円の資金調達を行いました。また、十分な資金流動性を確保するため、金融機関と締結しているコミットメントライン契約を300億円から600億円に増額する変更契約を締結しました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社グループのR&D Altanova, Inc.は、2023年4月28日付(台湾時間)で、プリント基板（PCB）のサプライヤーであるShin Puu Technology Co., Ltd.の発行済み株式の全てを取得し、完全子会社化しました。

(2) 財産および損益の状況

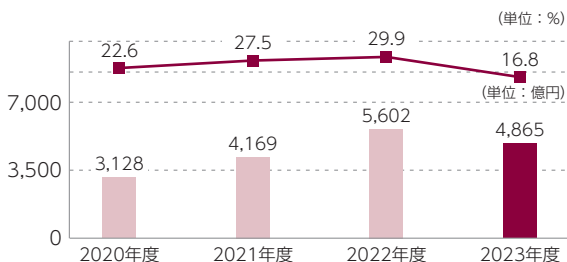
企業集団の財産および損益の状況（連結）

国際会計基準									
区分	年度	2020年度 第79期	2021年度 第80期	2022年度 第81期	2023年度 第82期				
売	上	高	(百万円)	312,789	416,901	560,191	486,507		
営	業	利	益	率	(%)	22.6	27.5	29.9	16.8
親会社	の所有者に	帰属する	当期利益	(百万円)	69,787	87,301	130,400	62,290	
親会社	所有者帰属	持分	当期利益率	(ROE)	(%)	27.3	30.4	39.3	15.6
基本的	1株	当たり	当期利益	(EPS)	(円)	88.47	112.39	174.35	84.45
親会社	の所有者に	帰属する	持分	(百万円)	280,369	294,621	368,694	431,178	
資	産	合	計	(百万円)	422,641	494,696	600,224	671,229	

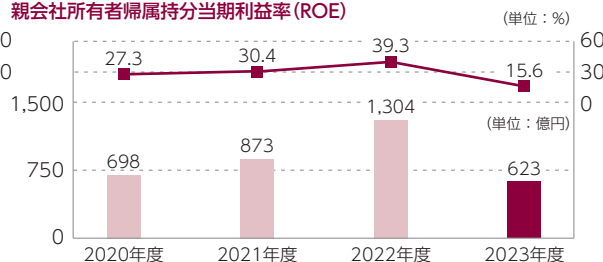
(注) 1. 区分の各項目の名称については、国際会計基準による用語に基づいて表示しております。

2. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。[基本的1株当たり当期利益（EPS）]は、2020年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

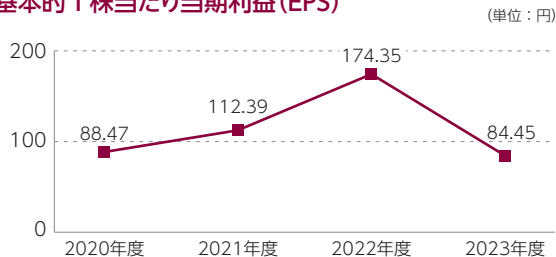
売上高・営業利益率



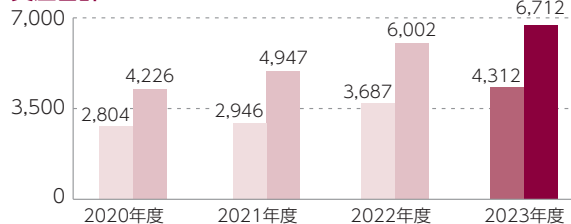
親会社の所有者に帰属する当期利益・親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)



基本的1株当たり当期利益(EPS)



親会社の所有者に帰属する持分・資産合計



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アドバンテスト研究所	50 百万円	100%	計測試験技術の研究開発
株式会社アドバンテスト プリオウンド ソリューションズ	310 百万円	100%	当社製品の中古品販売
Advantest America, Inc.	4,059 千米ドル	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Test Solutions, Inc.	2,500 千米ドル	100%	当社製品の設計・販売
Essai, Inc.	500 千米ドル	100%	当社製品の設計・製造・販売
Advantest Europe GmbH	10,793 千ユーロ	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Taiwan Inc.	500,000 千ニュータイランド	100%	当社製品の販売
Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	15,300 千シンガポールドル	100%	当社製品の販売
Advantest Korea Co., Ltd.	9,516 百万ウォン	100%	当社製品の販売支援
Advantest (China) Co., Ltd.	8,000 千米ドル	100%	当社製品の販売支援

(注) 議決権比率には間接所有部分を含めております。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念である「先端技術を先端で支える」を体現する会社であり続けるため、当社がどうありたいか、何をなすべきかを定めた中長期経営方針「グランドデザイン（10年）（2018年度～2027年度）」を2018年度に策定し、以後、この方針のもとで企業価値向上に取り組んできました。

そして2021年度に、「第1期中期経営計画（2018～2020年度）」（略称：MTP 1）が成功裡に終了したこと、またグランドデザイン策定から3年が経過したことから、業績進捗と最新の外部環境認識に沿った内容へグランドデザインを更新しました。同時に、「第2期中期経営計画（2021～2023年度）」（略称：MTP 2）を2021年5月に策定し、グランドデザインの実現をより確実なものとするべく全社一丸となり取り組んできました。

1. グランドデザイン（10年）（2018年度～2027年度）

<ビジョン・ステートメント>

「進化する半導体バリューチェーンで顧客価値を追求」

<戦略>

当社は、半導体の量産テスト用システムの開発・販売に加え、半導体量産工程の前後工程にある半導体設計・評価工程や製品・システムレベル試験工程といった近縁市場へ事業領域を広げることで、業容の拡大と企業価値向上を目指すこととしました。

そしてその達成に向け、「コア・ビジネスの強化、重点投資」、「オペレーショナル・エクセレンスの追求」、「さらなる飛躍への価値探求」、「新事業領域の開拓」、「ESGのさらなる推進」の5つの戦略課題に取り組ましました。

2. 第2期中期経営計画（MTP 2、2021～2023年度）の結果

<経営指標>

MTP 2 では、さらなる成長に向けた事業強化の取り組みを推進するとともに、成長投資と株主還元の双方を拡充し、企業価値向上を目指すという考えのもと、売上高、営業利益率、当期利益、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）、基本的1株当たり当期利益（EPS）を重要な経営指標と位置づけました。また、計画の進捗を中長期視点で評価するため、経営指標には単年の業績変動の影響を平準化できる3カ年平均の値を用いました。

MTP 2 における経営指標については、当初、中期的な市場動向の予測に基づき算出した財務指標の見通しを2021年5月に公表しました。その後、半導体テスト関連市場が当初の計画よりも想定以上に規模が拡大したことを背景に、2022年7月に経営指標を上方修正いたしました。しかしながら、当該計画期間の後半から半導体市況が弱含んだことにより、当連結会計年度の主要な民生品向けの半導体試験装置需要は前年度と比べて大きく落ち込みました。その結果、当初設定した第2期中期経営計画の経営指標については全て達成することができましたが、改訂後の目標においては、売上高に関しては達成することができた一方で利益を含むその他の指標については未達となりました。

	2021～2023年度(平均)		2021～2023年度 (平均実績) *3
	2021年5月公表値*1	2022年7月修正値*2	
売上高	3,500～3,800億円	4,800～5,200億円	4,879億円
営業利益率	23～25%	27～30%	24.7%
当期利益	620～700億円	980～1,200億円	933億円
親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）	20%以上	30～35%	28.4%
基本的1株当たり当期利益（EPS）*4	80～93円	128～158円	124円

*1 2021年5月の公表時において前提とした為替レートは1米ドル＝105円、1ユーロ＝130円

*2 2022年7月の改訂時において2022年度第2四半期～第4四半期および2023年度の業績予想の前提とした為替レートは1米ドル＝130円、1ユーロ＝140円（2021年度実績は1米ドル＝112円、1ユーロ＝130円。2022年度第1四半期実績は1米ドル＝124円、1ユーロ＝134円）

*3 2021～2023年度（平均実績）の前提とした為替レートは、2021年度実績は1米ドル＝112円、1ユーロ＝130円、2022年度実績は1米ドル＝134円、1ユーロ＝140円、2023年度実績は1米ドル＝143円、1ユーロ＝155円

*4 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。「基本的1株当たり当期利益（EPS）」は、2021年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 今後の見通し

今後の当社を取り巻く事業環境を展望しますと、暦年2024年は半導体需給の改善が期待されるとともに、生成A I 関連の投資の活発化が予想され、半導体市場は暦年後半から活況に転じると考えます。半導体試験装置市場においても、生成A I に向けた半導体の需要の高まりに連動して、関連する半導体試験装置需要の増加が見込まれます。具体的には高性能D R A Mに向けた旺盛な試験装置需要が通年継続するとともに、S o C半導体用試験装置においても暦年後半以降に徐々に需要が立ち上がることを予想しています。一方で、自動車や産業機器関連では半導体試験装置への投資に一服感が見られることや、スマートフォン市況の回復の不透明感も継続する中、関連する半導体試験装置の回復には時間を要するものと想定しています。このようなことから暦年2024年の半導体試験装置市場は前年からやや上向くものと見込んでいます。他方、世界経済を俯瞰すると、景気後退に対する懸念は払拭されておらず、加えて地政学的リスクの拡大や急激な為替変動リスクなど、不確実性の高い状況が継続すると見ています。

これら先行き不透明な事業環境を基とした各事業の今後の見通しなどを踏まえ、2024年度の通期連結業績予想については売上高5,250億円、営業利益900億円、税引前利益890億円、当期利益670億円を予想しています。予想の前提とした為替レートは、米ドルが140円、ユーロが155円です。なお、米国および同盟国による半導体製造装置の対中輸出規制強化に関して、当連結会計年度の業績に対する直接的な影響は限定的と考えておりますが、引き続き状況を注視してまいります。

中長期的には、半導体は社会の隅々まで広がるインフラストラクチャーとして、生産量の増加やさらなる高性能化、品質・信頼性向上への要求もより一層高まっていくものと予想します。また社会要請としての気候変動対策を背景に、エネルギー効率改善を実現する半導体技術の重要性も増しています。半導体メーカーは、技術開発を通じてこのような社会課題の解決に向けて日々取り組みを進めていますが、特に先端半導体においては、設計難易度、製造難易度は年々増しており、まさに複雑性の時代（Era of Complexity）を迎えています。

このような中、当社の経営理念である「先端技術を先端で支える」を忠実に遂行し、最先端のテスト・ソリューションで顧客の課題解決に貢献することで、半導体のイノベーションを支えながら、より良い社会の実現に寄与していきます。今後とも、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、誠心誠意取り組んでまいります。

4. 新たな中長期経営方針について

2018年の中長期経営方針「グランドデザイン」策定時から自社の経営体制と外部環境が大きく変化していることを踏まえ、当社は現在中長期経営方針の見直しを行っています。2024年6月に、第3期中期経営計画を含めた新たな中長期経営方針を公表する予定です。公表後は以下のURLにて、詳細を掲載いたします。

URL: <https://www.advantest.com/ja/investors/management-policy/management-policy.html>



（５）主要な事業内容

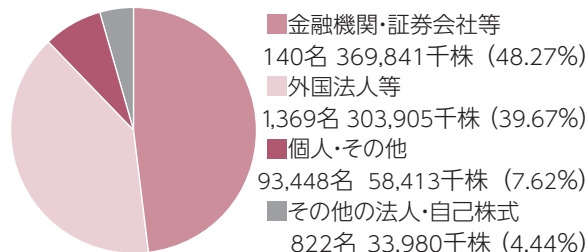
当社グループは、半導体・部品テストシステム製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,760,000,000株
- ② 発行済株式の総数 766,141,256株
- (注) 1. 発行済株式の総数には自己株式 (27,729,675株) を含んでおります。
2. 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。
- ③ 株主数 95,779名

(ご参考) 所有者別株式数分布状況



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	223,054	30.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	101,314	13.72
HSBC HONGKONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	20,401	2.76
MOXLEY & CO LLC	17,368	2.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	15,752	2.13
BBH FOR UMB BANK, NA - WCM FOCUSED INTERNATIONAL GROWTH FUND	10,412	1.41
JP MORGAN CHASE BANK 385781	10,229	1.38
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	8,812	1.19
J P モルガン証券株式会社	8,802	1.19
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,932	1.07

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
2. 持株比率は、自己株式 (27,729,675株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。
4. 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役除く)	13,444株	3名
社外取締役 (監査等委員除く)	0株	0名
取締役 (監査等委員)	0株	0名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、2. (2)「会社役員の状況」②に記載された「取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き」3. ③に記載のとおりです。
2. 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2023年5月19日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を行いました。

株式分割の目的 : 当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の方法 : 2023年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式1株を、1株につき4株の割合をもって分割しました。

株式分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 株式分割前の発行済み株式数 | : 191,535,314株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 574,605,942株 |
| ③ 株式分割後の発行済み株式数 | : 766,141,256株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : 1,760,000,000株 |

株式分割の日程

- | | |
|-------|--------------|
| 基準日 | : 2023年9月30日 |
| 効力発生日 | : 2023年10月1日 |

- ・当社は、2023年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、2023年9月8日付で自己株式6,951株を消却しました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	吉田 芳明*	管理、新事業推進室掌管
代表取締役	Douglas Lefever*	経営戦略、事業推進、技術掌管
代表取締役	津久井幸一*	生産、業務革新掌管
取締役	占部 利充	日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役
取締役	Nicholas Benes	公益社団法人会社役員育成機構代表理事
取締役	西田 直人	株式会社東芝 特別嘱託
取締役 常勤監査等委員	栗田 優一	
取締役 監査等委員	住田 清芽	古河電気工業株式会社社外監査役 日清オイリオグループ株式会社社外監査役
取締役 監査等委員	中田 朋子	ティ・エス テック株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当社は、重要な会議等への出席および執行部門からの業務報告の聴取を通じた情報収集ならびに会計監査人および内部監査部門との連携強化により、監査等委員会による監査・監督機能の実効性を高めるため、栗田優一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 監査等委員である取締役 栗田優一氏は当社の経営企画、財務および管理担当役員における長年の経験があり、監査等委員である取締役 住田清芽氏は公認会計士として監査法人での勤務経験があり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、住田清芽氏および中田朋子氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、住田清芽氏および中田朋子氏の全社外取締役を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2024年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
- | | 新 | 旧 |
|------|--------|-------|
| 吉田芳明 | 取締役 会長 | 代表取締役 |
6. 2023年6月27日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、取締役 唐津修氏、塚越聡一氏、藤田敦司氏、難波孝一氏は任期満了により退任しております。
7. 取締役 住田清芽氏は2024年6月27日付で日清オイリオグループ株式会社の社外監査役を退任予定です。
8. 取締役 住田清芽氏は2024年6月19日付で株式会社日本取引所グループの社外取締役（監査委員）に就任予定です。
9. 当社は、執行役員制度を採用しており、※印の各氏は執行役員を兼務しております。

10. 執行役員の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員社長	吉 田 芳 明	Group CEO (Chief Executive Officer)
執行役員副社長	Douglas Lefever	Group COO (Chief Operating Officer)
執行役員副社長	津 久 井 幸 一	Group Co-COO (Co-Chief Operating Officer)
経営執行役員	塚 越 聡 一	CPO (Chief Production Officer)
経営執行役員	Keith Hardwick	CHO & CCO (Chief Human Capital Officer & Chief Compliance Officer)
経営執行役員	三 橋 靖 夫	CFO & CSO (Chief Financial Officer & Chief Strategy Officer)
経営執行役員	Juergen Serrer	CTO (Chief Technology Officer) & ATEビジネスグループ リーダー
経営執行役員	中 原 真 人	CCRO (Chief Customer Relations Officer)
経営執行役員	Sanjeev Mohan	Co-CCRO (Co-Chief Customer Relations Officer)
経営執行役員	Richard Junger	CDO & CIO (Chief Digital Officer & Chief Information Technology Officer)
経営執行役員	徐 勇	China Business Strategy
執行役員	Michael Stichlmair	営業本部 副本部長 (欧州統括)
執行役員	Suan Seng Sim (Ricky Sim)	Advantest (Singapore) Pte. Ltd. Managing Director (CEO)
執行役員	鈴 木 雅 之	ATEビジネスグループメモリテスト事業本部長
執行役員	田 中 成 郎	新事業推進室長
執行役員	足 立 敏 明	ATEビジネスグループ サブリーダー
執行役員	Wan-Kun Wu (Alex Wu)	Advantest Taiwan Inc. 董事長兼総経理 (CEO)
執行役員	Chien-Hua Chang (Titan Chang)	フィールドサービス本部長
執行役員	大 澤 昭 夫	営業本部 副本部長 (SS統括)
執行役員	吉 本 康 志	Co-CHO & Co-CCO (Co-Chief Human Capital Officer & Co-Chief Compliance Officer)
執行役員	Jaehyuk Cha	Advantest Korea Co., Ltd. 理事
執行役員	渡 邊 大 輔	ATEビジネスグループ テクノロジー開発本部長
執行役員	Ralf Stoffels	ATEビジネスグループ S o C テスト事業本部 93000プロダクトユニット 統括部長
執行役員	常 次 克 彦	経営戦略本部 副本部長
執行役員	Andre Vachenaue	IT本部長

(注) 2024年4月1日付で、Douglas Lefever氏および津久井 幸一氏は、それぞれ経営執行役員 Group CEO、経営執行役員社長 Group COOに就任し、吉田 芳明氏は執行役員社長を退任しております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりです。当該方針は、2021年5月21日開催の取締役会において決議しております。

当社では、指名報酬委員会が当該方針に基づき当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について審議し、取締役会へ答申しております。取締役会では、当該答申に基づき、当該報酬等について審議および決議していることから、当該報酬等が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き>

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬については、当社の経営理念およびビジョンのもと、企業価値向上に資する制度とすることを目指し、その基本的な考え方は以下のとおりとします。

① 当社のグローバルな事業展開を支える国際人材を惹きつける報酬ミックスと報酬レベル

グローバルレベルで複雑かつ高度に進化している半導体産業において成長を続けるため、世界各地の有能な人材を登用し、グローバル企業にふさわしい処遇を行います。

② 業績連動を前提としたメリハリのある賞与

業績変動を前提に、業績好調時には役員の貢献に報い、業績下降局面においては当社の負担軽減を図ります。

③ 株主との価値共有および中長期視点での経営推進を促す株式報酬

中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する譲渡制限付株式報酬と企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す業績連動型株式報酬を組み合わせます。

2. 取締役の報酬の体系・時期・条件および決定方針

① 執行役員を兼務する取締役については、後記3に定める執行役員報酬とは別に取締役としての職務・職責に応じた適切な水準の固定報酬（金銭報酬）を毎月支給します。

② 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その役割や独立性を考慮し、固定報酬（金銭報酬）を支給します。固定報酬については、各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定し、毎月支給します。

③ 監査等委員である取締役については、その役割や独立性を考慮し、固定報酬（金銭報酬）を毎月支給することとします。監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

④ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

3. 執行役員の報酬の体系・時期・条件および決定方針

執行役員の報酬は、上記 1. に定める基本方針に従い、①固定報酬（金銭報酬）、②業績連動賞与（金銭報酬）、③株式報酬で構成するとともに、これらの金額を適切に設定します。固定報酬、業績連動賞与、株式報酬の基準額における比率は経営執行役員（社長を含む）においては概ね 1：1：1 を目安とし、他の役員においては 1：0.8：0.8 を目安とします。

- ① 固定報酬については、各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定し、毎月支給します。
- ② 業績連動賞与は、短期インセンティブとして単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年 1 回支給します。
 - a. 支給額は当期利益を指標として決定します。
 - b. 単年度事業計画および中期経営計画の当期利益目標を参照して目標値を定め、目標値を達成した場合に基準額を支給し、目標値の達成率に応じて次のとおり支給額を変動させます。
 - ・達成率50%以下：基準額の0%
 - ・達成率150%以上：基準額の200%
 - ・達成率50%～150%：基準額の0～200%の間で変動
- ③ 株式報酬については、中長期的企業価値向上の追求を株主と共有するとともに企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す趣旨で、譲渡制限付株式（RS）および業績連動型株式（PSU）を付与します。株式報酬の約半分をRS、約半分をPSUとすることを目安とします。
 - a. RSは、前記3柱書および3③柱書に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付します。原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除することとします。
 - b. PSUは、前記3柱書および3③柱書に記載したとおりになるよう定めた価値の株式となるポイントを基準値とし、3年間の中期経営計画の初年度に3年分を一括して付与し、中期経営計画の期間満了後に中期経営目標達成度に応じて基準値の60～140%で変動させたポイントに応じた株式を交付します。中期経営目標達成度評価の指標は次のとおりとし両方の合算値で変動率を決定します。
 - ・主指標：中期経営計画における1株当たり当期利益（EPS）
 - 基準値の70～130%で変動
 - ・副指標：相対的株主総利回り(r-TSR)およびESG評価
 - それぞれ基準値の-5～5%で変動なお、中期経営計画の2年度目、3年度目に就任または退任する役員については標準の業績として期間により按分した上で支給します。
- ④ 国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記とは異なる取り扱いを設けることがあります。
- ⑤ 中期経営計画の目標達成を困難にすると明らかに判断されるような経済状況や事業環境の変化があった場合、取締役会の決議に基づき制度や運用の見直しを行うことがあります。

⑥ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

4. 報酬決定の手続・方法

① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。

② ただし、業績連動賞与については次のとおりとします。

a. 社長を除く執行役員の業績連動賞与は、前記3②に基づき算出し決定された総額のうち30% (最大) を社長が行う個人別評価に基づき再配分し、指名報酬委員会で承認の上、その結果を取締役に報告します。

b. 社長の業績連動賞与は、業績指標の結果で算出された額を原則としますが、取締役会が必要と判断した場合、理由を明示して増減する場合があります。

5. 報酬の返還等

当社は、関係法令または社内規程違反等一定の事由が生じた場合に、取締役会の決議により報酬につき将来分の減額または過去分の返還をさせることがあります。

③ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容および水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を定めることとしています。また当該方針は、2016年1月27日開催の監査等委員会において決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	会社 区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 （人）
			金銭報酬		非金銭報酬		
			固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	当社	618	205	99	143	171	5
	連結 子会社	19	19	0	0	0	
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	当社	45	45	0	0	0	1
社外取締役		80	80	0	0	0	7
（うち監査等委員を除く。）	当社	(46)	(46)	(0)	(0)	(0)	(4)
（うち監査等委員）		(34)	(34)	(0)	(0)	(0)	(3)

(注) 1. 上表には、2023年6月27日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役は1名）および監査等委員である取締役1名（うち社外取締役は1名）を含んでおります。

2. 業績連動報酬等として、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績連動賞与を支給しております。

業績連動賞与は、単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年1回支給します。当該賞与は短期インセンティブとして位置づけているため、当該事業年度に係る当期利益を指標とします。また、業績連動賞与の内容および本指標の選定理由は、2. (2)「会社役員の状況」②に記載された＜取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き＞3. ②および4. ②に記載のとおりです。業績連動賞与における指標、実績値および支給率は以下のとおりです。

指標	実績値	支給率
当期利益	62,290百万円	59.7%

3. 非金銭報酬等として、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は、当事業年度のIFRSによる費用計上額を記載しております。

譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、①当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は年額2億円以内とし、対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は年20万株以内とすること、また、②当該取締役に對する業績連動型株式報酬は年額6億円以内とし、対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は、各中期経営計画の対象期間（3事業年度）毎に60万株以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。本事業年度における当該株式報酬の交付状況は、2. (1)「株式の状況」⑤に記載のとおりです。なお、当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しています。

また、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の内容ならびに業績連動型株式報酬における指標およびその選定理由は、2. (2)「会社役員の状況」②に記載された＜取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き＞3. ③に記載のとおりです。業績連動型株式報酬における指標、実績値および支給率は以下のとおりです。

指標	実績値	支給率
【EPS成長率】 中期経営計画3年間のEPS平均成長率である14%成長を目標とし、目標達成率に応じて基準値の70から130%の範囲で変動する。	EPS平均成長率：39.8%	基準値の130%（最大値）
【r-TSR】 TOPIXのTSRと当社のTSRを比較（当社TSR÷TOPIX TSR）し、その数値に応じて基準値の-5から5%の範囲で変動する。	212%	基準値+5%（最大値）
【ESG評価】 S&P GlobalのCorporate Sustainability Assessmentの評価スコアを指標とし、その評価スコアに応じて基準値の-5から5%の範囲で変動する。	95%ile	基準値+5%（最大値）

4. 当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において年額9億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
5. 当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
6. 当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の総額は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。ただし、社長を除く執行役員（取締役兼任者を含む）の業績連動賞与については、業務執行のトップである社長による当該執行役員の評価を反映することが最も適していると考えられるため、本事業年度に係る業績連動賞与については、本事業年度末時点の代表取締役兼執行役員社長である吉田芳明氏が当該執行役員を評価し、その評価に基づき個人別の業績連動賞与額を再分配し、指名報酬委員会（委員：占部利充氏、住田清芽氏、吉田芳明氏 各氏の地位および担当は2.（2）「会社役員の状況」①取締役の状況に記載のとおり）にて当該賞与額を承認しております。なお、指名報酬委員会にて承認する個人別の業績連動賞与額は、取締役会にて定められた範囲内であり、同賞与額は指名報酬委員会承認の上、取締役会に報告されます。指名報酬委員会が承認する個人別の業績連動賞与の範囲は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された＜取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き＞4. ② a.に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
占部 利充 (社外取締役)	日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役	当社と日本ビジネスシステムズ株式会社との間には、IT業務の設備投資等の取引がありますが、同社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
Nicholas Benes (社外取締役)	公益社団法人会社役員育成機構 代表理事	当社は公益社団法人会社役員育成機構に対し、法人賛助会員として、年会費を支払っており、かつ役員教育を委託しておりますが、当社が当事業年度に同法人に支払った金額は100万円を下回っております。
西田 直人 (社外取締役)	株式会社東芝 特別囑託	当社と株式会社東芝および同社のグループ会社と当社製品の販売や原材料の購入等の取引がありますが、同社およびそのグループ会社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
住田 清芽 (社外取締役 監査等委員)	古河電気工業株式会社 社外監査役	当社と古河電気工業株式会社との間には、原材料の購入等の取引がありますが、同社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
	日清オイリオグループ株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
中田 朋子 (社外取締役 監査等委員)	ティ・エス テック株式会社 社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。

b. 主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
占部 利充 (社外取締役)	取締役会 13回中13回	当社では、企業経営、事業投資判断や人事・IT等管理部門に関する同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、グローバル企業における事業投資の経験を踏まえ、M&Aに関する助言や、指名報酬委員会の委員長として、サクセッションプランの遂行に関して自らの経営や人事分野の経験を活かした発言等を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、経営者としての経験に基づき、主に事業投資判断、グローバル経営やDX推進に関する発言を行っております。
Nicholas Benes (社外取締役)	取締役会 13回中13回	当社では、コーポレートガバナンスおよび株主目線に係る同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、投資銀行での経験を活かしたM&Aへの助言、機関投資家をはじめとする株主の視点に立った助言、グローバルの資本構成やキャピタルアロケーションに係る指摘等を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、主にコーポレートガバナンスに関する識見に基づき発言を行っております。
西田 直人 (社外取締役)	取締役会 10回中10回	当社では、企業経営、SCM（サプライチェーンマネジメント）、生産、研究開発に関する同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、グローバル企業における生産、調達部門での経験を活かしたSCMに関する発言を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、経営者としての経験に基づき、主にグローバル経営やSCMに関する発言を行っております。
住田 清芽 (社外取締役 監査等委員)	取締役会 13回中13回	当社では、財務および会計に関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、企業会計や内部統制の向上に資する役割を期待しております。 当事業年度では、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、内部監査や有価証券報告書などの開示書類に関する助言を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、主に企業会計および会計監査に関する専門的観点から発言を行っております。
	監査等委員会 13回中13回	
中田 朋子 (社外取締役 監査等委員)	取締役会 10回中10回	当社では、法律やコンプライアンスに関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、コンプライアンスの向上に資する役割を期待しております。 当事業年度では、法曹としての企業法務の経験を踏まえ、リスクマネジメントに係る指摘や、監査等委員会の委員として、コンプライアンスの観点からの発言等を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、専門的観点から、主に法律やコンプライアンスに関する発言を行っております。
	監査等委員会 10回中10回	

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当事業年度の剰余金の配当等の決定に関する方針は以下のとおりです。なお、2024年6月に当該方針を変更する予定です。変更後は当社ウェブサイトにて、詳細を掲載いたします。

(当事業年度の方針)

当社は、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上が株主利益への貢献の基本であるとの認識のもと、資本効率、財務健全性ならびに株主還元を意識した経営を行います。

資本政策として、研究開発、設備増強、M&A等の成長に向けた事業投資を優先しますが、資本効率と資本コストに配慮したバランスシート管理の見地から負債（デット）も柔軟に活用してまいります。さらに経営基盤の強化および持続的企業価値創造のために財務健全性を維持した上で適正な資本構成を図る方針であります。

2021年4月から始まる第2期中期経営計画の3年間における株主還元方針は、安定した事業環境を前提として、直接還元の配当は安定的・継続的とすべく、一株当たり配当金半期12.5円・通期25円^{(*)1}を最低額とする金額基準といたします。また、配当に加えて自己株式取得を含めた通期総還元性向^{(*)2}50%以上を目途といたします。ただし、想定以上の資金を要する成長投資機会の発生や、事業環境の変化による業績悪化などにより、これらの株主還元を実行できない場合があります。

(*)1) 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の株式分割を行ったため、従来の配当金半期50円・通期100円から変更しております。

(*)2) 総還元性向：(配当額＋自己株式取得額) ÷ 連結当期利益

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (ご参考)	当連結会計年度
〔資産の部〕		
流 動 資 産	374,695	420,261
現金および現金同等物	85,537	106,702
営業債権およびその他の債権	102,152	88,855
棚 卸 資 産	169,082	204,389
その他の流動資産	17,924	20,315
非 流 動 資 産	225,529	250,968
有 形 固 定 資 産	64,046	78,884
使 用 権 資 産	17,312	19,106
のれんおよび無形資産	95,767	98,514
その他の金融資産	21,488	20,139
繰 延 税 金 資 産	26,522	33,423
その他の非流動資産	394	902
資 産 合 計	600,224	671,229

科目	前連結会計年度 (ご参考)	当連結会計年度
〔負債の部〕		
流 動 負 債	174,689	126,277
営業債務およびその他の債務	89,262	76,863
借 入 金	13,357	—
未 払 法 人 所 得 税	30,635	10,262
引 当 金	9,093	8,668
リ ー ス 負 債	4,587	5,147
その他の金融負債	4,903	1,868
その他の流動負債	22,852	23,469
非 流 動 負 債	56,841	113,774
借 入 金	20,000	75,143
リ ー ス 負 債	12,900	14,153
退職給付に係る負債	16,812	19,134
繰 延 税 金 負 債	5,773	3,934
その他の非流動負債	1,356	1,410
負 債 合 計	231,530	240,051
〔資本の部〕		
資 本 金	32,363	32,363
資 本 剰 余 金	44,622	45,441
自 己 株 式	△59,099	△56,353
利 益 剰 余 金	319,171	355,299
その他の資本の構成要素	31,637	54,428
親会社の所有者に帰属する持分合計	368,694	431,178
資 本 合 計	368,694	431,178
負債および資本合計	600,224	671,229

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
売上高	560,191	486,507
売上原価	△241,130	△240,477
売上総利益	319,061	246,030
販売費および一般管理費	△152,042	△158,963
その他の収益	1,003	3,926
その他の費用	△335	△9,365
営業利益	167,687	81,628
金融収益	4,458	1,244
金融費用	△875	△4,702
税引前利益	171,270	78,170
法人所得税費用	△40,870	△15,880
当期利益	130,400	62,290
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	130,400	62,290

会計監査人監査報告書（連結）

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社アドバンテスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 暁之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 稔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社アドバンテスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 暁之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 稔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議（経営会議、Business Plan Meeting、内部統制委員会等）に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役との面談、監査役等との意見交換会を実施することで意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主な連結子会社の往査(主に対面及びWeb会議でのインタビュー)を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。これらの調査及び監査活動の結果、フィードバックが必要であると認識した内容については、取締役や各部門の責任者に意見を伝えました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について監査計画、グループ監査状況、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）を含む監査の重点項目については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、積極的に監査等委員会としての意見を伝えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社アドバンテスト 監査等委員会

常勤監査等委員 栗 田 優 一 ㊞

監査等委員 住 田 清 芽 ㊞

監査等委員 中 田 朋 子 ㊞

(注) 監査等委員 住田清芽及び中田朋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場

ご案内図

日時 2024年6月28日 午前10時 (受付開始時刻: 午前9時)

会場 東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール
電話番号: 03-5962-9570



交通のご案内 地下鉄「大手町」下車 C4出口直結

●千代田線 ●半蔵門線 ●丸ノ内線 ●東西線 ●都営三田線

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。